

りす俱樂部

2018 年
2月号
第258号



水ぬるむ

立ち枯れの真菰に、陽が優しく注ぎ、沼の水は、きらめきぬるむ。春は、釣り人を待つ
岸边からも生まれている。年の暮れに、「春を迎えられるだろうか」と寂しそうにしていた
老婦人の顔に微笑みが戻ってきた。
弁護士 福井大海

法医学者による大規模災害への備え

「アジア太平洋地域における連携と協力体制

鳥取大学医学部法医学分野 教授

アジア太平洋法医学機関会議 A P M L A 副代表

飯野 守男

法医学者は医師ですが、病院にはなどが最大規模の自然災害です。

勤務しておらず、患者の治療も行いません。私たちのもつとも重要な任務は、事件や事故で亡くなられた方の身体を調べ、死因を明らかにすることです。そしてその次に重要なのが、大規模災害等による犠牲者の身元確認です。遺体の身元確認は警察の仕事と思われがちですが、そこに医学的・科学的根拠を提供しているのが法医学者です。

国連の発表によると、この地域では、2014年までの10年間に1625もの災害が発生し、50万人以上の人が亡くなっており、この数は世界中で発生した災害犠牲者の実に60%に及びます。

さらに悪いことにこの地域には、世界の貧困層の半数以上が暮らしていると言われており、災害に対する備えも十分ではありません。また昨

日本を含めアジア太平洋地域では、世界的に見ても地震、津波、台風、洪水、火山噴火などの自然災害の頻度が高く、これまでも多くの犠牲者が出ています。我が国では東日本大震災（2011年、死者・行方不明者約2万人）、東南アジアではスマトラ島沖地震（2004年、同20万人以上）、東アジアではネパール地震（2015年、同約9千人）

今、この地域ではマレーシア航空機撃墜事件（2014年、死者298人）やセウオル号沈没事故（同年、同299人）など、多数の犠牲者が出る大きな事件・事故も頻発しています。

そのような災害や事件・事故が発生した際、犠牲者の身元確認のために法医学者が必要とされるのです。災害時の科学的身元確認手法はD



APMLA 年次総会
(2017年8月、タイ・パタヤにて。筆者は前列右端)

VIと呼ばれる、韓国やインドネシアなど、国によつては法医学者を中心とした専門チームを持つているところもあります。しかしこの国にも十分な数の法医学者がいるわけではなく、アジアの小国のなかには一人もいない国さえあります。仮にそのような国でひとたび災害が発生すれば、身元確認作業が滞るのは間違いありません。また、この国際社会においては、事故や災害の犠牲者が多国籍に及ぶことも珍しくなく、身元確認も国際規模で行う必要があります。そのような事態に対処するために、この地区の国々の法医学者らが集まって立ち上

げられたのが「アジア太平洋法医学機関会議」(略称: APMLA)です。

APMLAは、この地区の法医学分野において、先駆的かつ指導的な立場にあるオーストラリアのビクトリア法医学研究所(VIFM)およびオーストラリア国家警察(AFP)と、国際紛争や災害時の人道支援を行う団体である赤十字国際委員会(ICRC)の発案により、2012年に設立されました。

APMLAの主な活動は次の三つです。

一つ目は、法医学専門家同士の協力体制の構築と維持、二つ目は、大規模災害への法医学に関する備え、そしてもうひとつは、各国の公衆衛生と司法制度における法医学サービスの向上です。APMLAでは、これらの活動を行うとともに、以下の六つの目標を掲げています。

1. 実際の事例から学ぶ、より効果的な司法制度の確立
2. 大規模災害および犠牲者の身元確認に協力して対応できる能力の向上
3. 各国の公衆衛生制度を支援するための優れた情報の提供
4. 発展途上国における法医学研修機会の提供

5. 法医学専門家のための拠点(ハブ)の開発
6. 臨床医や科学者のための法医学専門教育の強化



APMLAの日本人会員3名
左から神田芳郎先生(久留米大学)
筆者・飯野守男(鳥取大学)
宮田昭先生(熊本赤十字病院)

現在の正会員数は、アジア太平洋地域の19ヶ国26名と、決して大きな団体ではありませんが、毎年一回、アジア地域で行われる総会の度に、その活動に賛同する法医学機関や法医学者が増えています。日本からは現在のところ3名が参加しており、法医学機関代表として神田芳郎先生(久留米大学、日本法医学会理事)と私の2名、そして赤十字機関代表として、紛争地での医療経験が豊富な医師である熊本赤十字病院の宮田昭先生が参加しています。

そのほかの加盟国は、オーストラリア、中国、韓国、インド、バングラデシュ、ネパール、スリランカ、マレーシア、タイ、



APMLA 役員：筆者は左から2番目。右から4番目は創設者のスティーブン・コードナー教授（オーストラリア）

ベトナム、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、フィリピン、パプアニューギニア、ソロモン諸島、フィジー、東チモールです。

総会には、正会員はもちろん、我々の活動に関心のある団体や個人も参加するため、およそ50名程度が集まります。数日間行われる年次総会では、実際の災害現場での遺体の取り扱い方法を学んだり、科学的個人識別を行うための方法を教わったりしながら、各国の法医学制度の違いを学ぶと同時に、法医学者同士の親交を深めています。このような地道な活動を行いながら、

大規模災害が発生し、海外から法医学者の要請が必要とされた時に備えています。

今年、その年次総会が初めて日本で行われます。6月初めに福岡で開催される国際法医学アカデミー（IALM2018）の会期に合わせて開かれることになり、多くの会員が初めての訪日を楽しみにしています。大規模災害やその犠牲者は発生しないのが一番です。しかしながら、それに備えるための専門家同士の交流や教育は、決して無駄にはなりません。日本での総会を機に、ますますアジア太平洋地域の法医学者間の交流が活発になり、災害時に身元確認に携わる人々の親交が深まることを期待し



懇親会の様子：2015年インドネシアにて
ドレスコードはインドネシアの
伝統衣装であるバティックが指定



災害訓練の様子2
航空機事故の訓練。事故機に見立てた航空機型建築物で機体の炎上も再現できる
(2014年インチョン空港)



災害訓練の様子3
災害現場に設置された臨時遺体保冷库。遺体を取り違えない工夫がなされている
(2014年インチョン空港)



災害訓練の様子1
骨の模型を使って埋まった遺体を掘り起こす訓練
(2012年インドネシア)

ています。

本総会開催にあたり、りすシステム様には私達APMLAの活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援頂くこととなりました。ご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

連載コラム

暮らしの中の法律〈第六回〉

弁護士 長谷川 範子

『お墓』についての基礎知識

以前、NHKの『金曜日eye』（きんようアイ）という番組で、りすシステムが取り上げられたことがありましたので、ご覧になった方もいらっしゃると思います。

テーマは『墓じまい』。その後、昨年放映された『クロースアップ現代』では、墓じまいをした後の『行き場のないお骨の処理』について特集されていました。

お骨は亡き人そのものですから『処理』という言葉にはそぐわず強い違和感を禁じえませんが、現実の問題としてお骨を『処理』しなければならない世の中になってきたのも事実のようです。

今回は、誰しもが考えておかねばならない『お墓』についての基礎知識をご紹介します。

日本では、墓地や埋葬について『墓地、

埋葬等に関する法律』（墓理法）という法律が規定しています。この法律は、『墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること』を目的としています（第1条）。

この『墓理法』と並んで、人の生死に関し欠かせない法律は、『戸籍法』です。すべての国民は戸籍簿に記載されることから、出生すると戸籍簿に登録され、死亡すると抹消されます。

難しいことはさておき、具体的な基礎知識をQ&Aの形でご紹介しましょう。



基礎知識1 手続き一般

亡くなった後、どのような手続きを経て、火葬・埋葬されるのでしょうか？

人が亡くなると、医師によって死亡診断書又は死体検案書が作成されます。この書式は左側が死亡届となっており、この書式に記入して市区町村役場に提出します。

これと同時に火葬・埋葬許可申請書も提出します（葬儀を葬儀社に依頼している場合、これらの市区町村役場への届け出は、葬儀社が代行してくれることが多いようです）。

市区町村から火葬許可証をもらって火葬場で火葬すると、火葬場の管理者は火葬後、火葬済証明書として火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、署名押印して返却してくれます。これは納骨する際に必要になる書類であるため、一般的には骨壺と一緒に保管されています。

その後、この火葬済証明書を納骨する墓地に持参します。墓地の管理者はこれを確認の上、納骨をしてくれることとなります。なお、通夜告別式や法要は宗教的儀礼で、法的に不可欠なものではありません。

基礎知識2 死亡届は誰が？

私には頼れる親族がいないのですが、亡くなった後の死亡届は誰が出してくれるのでしょうか？

戸籍法に死亡届の届出義務者・届出資格者が規定されています。

届出義務者は、同居の親族、その他の同居者、家主、地主、家屋・土地の管理人です。これに当てはまる人がいない場合には、届出資格者として、同居以外の親族、後见人、保佐人、補助人、任意後见人が提出することも可能です。

同居の親族などがない場合で、病院や施設で亡くなれば、家屋管理人の資格で病院長や施設長が届出をすることが多いようです。

また、りすシステムでは死亡届に関し、必要に応じて市区町村役場と調整の上、スムーズに受理されるよう対応していますので、りすシステムと契約されている利用者の皆さんはご安心ください。

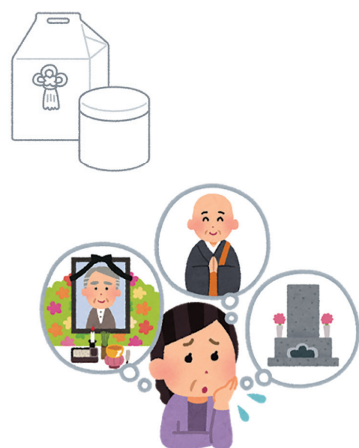


基礎知識3 遺骨を自宅に保管？

まだお墓がありません。火葬後、家族のお骨をそのまま自宅に保管しておいてもよいのでしょうか？

火葬された焼骨は、法律上墓地への納骨が義務付けられているわけではありませんので、そのまま自宅で保管することも可能です。現に、ご自宅で保管されている方も多いと聞いています。

保管する場合には、後日墓地に納骨するときに備え、火葬済証明書を紛失しないよう保管してください。



なお、お骨を土中に埋めることは墓地埋葬法にいう『埋蔵（納骨のこと）』に該当するため、自宅の庭などであっても、墓地以外での埋蔵は違法となりますのでご注意ください。

基礎知識4 改葬と分骨

現在、両親を納骨してある田舎のお墓から、自宅近くの納骨堂に遺骨を移したいと思っています。どのような手続きが必要でしょうか？

お墓に納骨されている遺骨の全部を他のお墓に移すことを『改葬』といいます。

改葬を行うためには、現在お墓のある市区町村役場で改葬許可を得る必要があります。そして、その許可を得るためには、移転先の墓地等の使用許可証等の添付を求められることが一般的ですので、事前に移転先の墓地等の使用許可書を得ておく必要があります。詳しくはお墓のある市区町村役場に確認してください。

同時に、現在お骨のある寺院等の墓地の管理者の同意も必要となります。墓地の管理者には事前に改葬を行う旨を伝え、各寺院の定める規則に従って手続きを行うことになります。

また、お骨の一部だけを移転する行為は『改葬』にあたらず『分骨』と呼ばれます。分骨するには、墓地等の管理者から埋蔵等に関する証明書（分骨証明書）の発行を

受け、分骨先の墓地等の管理者に提出することが必要です。

ただし、分骨したお骨を手元に置いておくような場合には分骨にはあたらず、法律上の手続きは不要ですが、分骨されたお骨をいずれどこかの墓地や納骨堂に納める際に必要となりますので、分骨証明書の交付を受け、お骨と一緒に保管しておくというでしょう。

また、お骨を改葬・分骨・手元供養のいずれをする場合であっても、遺骨の所有者（通常は祭祀承継者）の同意が必要となりますので、ご注意ください。

基礎知識5 墓じまい

基礎知識4の質問をした者ですが、すべてのお骨を改葬することになり、お墓を片付けることになりました。注意点を教えてください。

いわゆる『墓じまい』は、お墓に納められている遺骨を取り出し、墓石を処分するなどして墓所を整理し、墳墓（墓石等が建っている土地）を墓地や霊園に返却することです。

改葬後に、墓地区画を整理するために墓

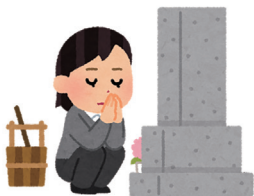
石を撤去するなどして墓地や霊園に返却しますが、返却に際しても墓地や霊園が規則や手続きを定めているので、管理者に問い合わせ確認する必要があります。

ここで墓地の管理者が寺院の場合、墓じまいに必要だとして典札の執行や『離壇料』を求められることもあるようです。

これは当該寺院との檀家契約、墓地使用契約や使用規則等の約款によって決まることです。事前これらの契約内容や約款を確認してください。

古くからの檀家の場合、契約書や約款がない場合もありますが、そのような場合には、従前の例（慣習）を確認するなど、寺院に相談してください。

トラブルに発展する多くの事例は、檀家と寺院の間に十分なコミュニケーションがない場合が多いようです。事前に今後につ



いて相談するなど、連絡を取ることが大切と言われています。

また、墓じまいをするかどうか、誰に墓じまいをする資格があるか親族内で争いが発生することもあります。紛争となる前によく協議することが必要ですが、墓じまいをする資格があるのは、そのお墓を管理している祭祀承継者です。

祭祀承継者は慣習や被相続人の指定によって決まります。慣習が不明確であったり、指定がなかったりした場合には、家庭裁判所で調停・審判を経て決定されます。

基礎知識6 散骨

故人は海が好きだったので、亡くなったら海に散骨してほしいと言っていました。海への散骨について教えてください。また、山の場合はどうでしょうか？

法的には、墓埋法と刑法、および地方自治体の条例との関係が問題となります。

まず墓埋法については、焼骨を埋蔵する場合、墓地以外の区画に行ってはならないと定めています。埋蔵とは『土中にお骨を埋める』ことを意味するため、海や山に

『撒く』行為である散骨は埋蔵に該当しないとして、墓埋法の射程外ということになります。ただし、撒く方法によっては埋蔵に該当する可能性があるので、注意が必要です。



りすシステムのニュージーランド
撒骨の様子(2017年3月)

次に、刑法190条は死体損壊罪を定めており、「・・・遺骨・・・を・・・遺棄した者は3年以下の懲役に処する」としています。

この規定が定められている趣旨は、国民一般の宗教的感情や、健全な宗教的風俗と関わっています。

焼骨をそのまま散骨することは、刑法上の死体損壊罪に該当する可能性があるため問題がありますが、遺族等が個人の意思等に従って遺骨を散骨する行為は、それが相応な方法及び場所で行われる場合には、こ

の趣旨に反せず、処罰の対象となる『遺棄』には該当しないと考えられています。そこで、相当な方法及び場所について検討すると、

- ・焼骨は細かく粉碎してパウダー状の粉骨にしてから散骨すること
 - ・人目のつかないところで行うこと
 - ・自然環境に配慮し、水産物や農産物への被害(風評被害も含む)が発生しないところで行うこと
 - ・土地所有者・近隣住民とのトラブルが起きない方法によること
- などの配慮が必要です。

粉骨にしてくれる業者は各地にあります。また、トラブルを防止するため、条例で散骨を禁止している地方公共団体もあります。

なお、すでに墓地に埋蔵されているお骨を散骨する場合、散骨は埋蔵にあたらなため、改葬許可書の取得などの法的手続きは必要ありません。

ただし、お骨を墓地から取り出す場合には既に書いた通り、墳墓の使用権を持つ者(祭祀承継者)と、墓地管理者の規則にのっとりた手続きは必要となります。

いつかは誰もが遺骨となる日が来ることを思うと、遺骨の扱いや墓地について周囲と相談し、事前に考えておくことは非常に大事なことだと思います。

これまで一般的だった個人墓から、今後はりすシステム松島相談役が日本で最初に始めた『もやいの碑』のような、合葬墓スタイルのお墓が主流になってくるのかも知れません。

お墓のことでお悩みでしたら、いつでもりすシステムへご相談ください。



合葬墓の先駆け
すがも平和霊苑「もやいの碑」



いす友 おたより 紹介コーナー



12月12日 北日本支部の忘年会
にご参加の方からのお便りです

仙台に初めて雪が積もった12月12日、本部から杉山代表を迎え、北日本支部の忘年会が仙台駅前のカラオケスタジオで開かれました。郡山から駆けつけた人もいて会員は10人。それぞれ簡単な自己紹介のあと、すぐ歌声です。

大型画面の絵、歌詞を見ながら、知っている歌を唱っていく形。のど自慢の方がマイクを独占するのではなく、皆が声を合せて唱う楽しさを味わいました。

「みかんの花咲く丘」で始まり「青い山脈」で皆の声が大きくなり、「寒い朝」の若い吉永小百合に自分を重ね、ひばりナンバーは「港町十三番地」から「川の流れるように」まで、「夜明けの歌」や、中島みゆきの「地上の星」「時代」など、リクエストが次々と続き、声を出すさなは別にして、皆さん口を開いて楽しめました。

今部治朗様

(宮城県) より



平成29年12月12日12時より、北日本支部の忘年会がありました。12・12・12を忘れないようにとの計らいに感謝しつつ、広々としたホールに案内されました。

毎月の例会でお会いする方々や、イベントの時に会いする方々などお集まりでした。

当日は雪が降り、寒さ厳しく足元の悪い日だったのに、遠方からの方もいらっしやって、会話に花が咲きました。

りすの集まりは、同じ心を持った方々の集まりなので、気負うことなく、身構えせず、自然体でお話して嬉しうことが嬉しいのです。スタッフの方々の心くばりに支えられているなど感じます。

懐かしいあの歌、この歌、流れてくる曲に合せて各々口ずさんで、若かった頃を思い出し、元気をもらいました。誰かがマイクを持つのではなく、皆で声を出して歌うことが、良い運動になったなと思っています。

楽しい時が過ぎるのは速いものです。

誰にでも平等にある「時」を特別の自分のものとして過すことは、この上ない喜びです。これからもスタッフの方々に「時」の企画をお願いしたいと思っております。

来年も新しい情報をお話いただいたり、楽しい茶話会を企画していただき、すこやかな新年を迎えたいと思います。



邊見貴江子様 (宮城県) より

1月23日 西日本支部の新年会
にご参加の方からのお便りです

新年会に参加させていただき有難うございました。

杉山代表にもお会い出来ました。おきれいで、お若いのにびっくりしましたが、他の会員の方と、代表がお若いからこれから先も頼もしいかぎりとお話しをしたものです。

杉田さんをはじめ職員の方々と、直接お話しすることが出来ました。

お話しすることによって私たちは職員の方のお人柄をそれなりに知ることができ、安心して託せる思いを強くしました。職員の方も、会員の様子等をそれとなく想像されることがお出来になったのではないのでしょうか。美味しいお料理いただきながらおしゃべりに花が咲き、楽しいひと時をいただきました。有難うございました。

S様より



セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は、24時間365日休みなく、あなたの「もしもの時」に対処します。救急通報・センサーによるライフ監視・防犯・火災・非常通報等に対応し、電話の応答がない場合はセコムの緊急対応員がただちに駆けつけます。異常があった場合には119番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。



セコム説明会のご案内

東京

【日時】 3月15日(木) 12:30～13:00
16:00～16:30
3月19日(月) 15:00～15:30
4月15日(日) 12:30～13:00
16:00～16:30
4月23日(月) 15:00～15:30

【会場】 NPOりすシステム 北の丸ガラスゲート1F
東京都千代田区九段北1-4-5

【最寄駅】 東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線
「九段下」駅(3・5・7番出口) 徒歩5分

【日時】 3月12日(月) 10:00～11:00
4月12日(木) 10:00～11:00

【会場】 りすセンター新木場 東京都江東区新木場4-6-13

【最寄駅】 東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線
「新木場」駅よりバス8分

※新木場駅から送迎の用意があります

※参加希望の方はご連絡ください

名古屋

【日時】 3月10日(土) 13:00～14:00

【会場】 NPOりすシステム中部日本支部

名古屋市中村区名駅3-13-28 名駅セブンスタービル1211

【最寄駅】 JR「名古屋」駅徒歩5分

※参加希望の方はご連絡ください

大阪

【日時】 3月23日(金) 14:15～15:00

【会場】 NPOりすシステム西日本支部

大阪市北区東天満1-10-14 MF南森町2ビル4F

【最寄駅】 地下鉄谷町線/堺筋線「南森町」駅徒歩3分

JR東西線「大阪天満」駅徒歩1分

*談話サロン終了後、セコム担当者が機器の操作方法、契約時や月々の費用、工事について等の説明をいたします。参加希望の方はご連絡ください。

説明会参加お申込みは下記までご連絡ください

りすシステム ☎ 0120-889-443



急病時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。

私たちが
担当します!

坂本 はるか
(さかもとはるか)
アシスタント

■出身地:
島根県隠岐の島
■趣味: カラオケ
ピアノ、旅行
■性格: 明るい



土屋 美幸 (つちやみゆき)

■出身地: 埼玉県朝霞市
■趣味: 季節の植物めぐり
ヨガ、森林浴
■性格: マイペース
素直



ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか?セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたします。使い方はとっても簡単!お気軽にご相談ください。

セコム・メディカルクラブ

耳よい
情報!

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24時間365日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなどこのサービスをご利用ください!

《お知らせ》

どの支部の行事でも参加できます。
事前に連絡の上、ご参加ください。

東日本支部

相談会

暮らしのよろず相談会

▽日時…3月20日(火) 10時～16時
4月20日(金) 10時～16時

▽会場…北の丸ガラスゲート1階

▽担当…

森 妙子(消費生活アドバイザー)

生前契約スーパーバイザー)

松島如戒(不動産コンサルタント)

杉山 歩(NPOりすシステム代表理事)

末藤康宏(りすネット不動産事業部)

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター)

▽締切…1週間前までにお申込みください

東日本支部

法律相談

▽日時…3月14日(水) 13時～15時
4月24日(火) 13時～15時

▽会場…北の丸ガラスゲート5階

▽担当…長谷川範子弁護士

▽締切…1週間前までにお申込みください



東日本支部

見学会

りすセンター新木場 見学会

▽日時…3月12日(月) 13時30分～
4月12日(木) 13時30分～

▽会場…りすセンター新木場

▽締切…前日までにお申込みください

※新木場駅から送迎の用意があります

※Ai(死亡時画像診断)装置の見学もできます

西日本支部

談話サロン

▽日時…3月23日(金) 12時～14時
4月23日(月) 12時～14時

▽会場…西日本支部事務所

▽参加費…500円(軽食をご用意します)

▽締切…3日前までに

お申込み下さい



西日本支部

法律相談

▽日時…3月22日(木) 13時～15時
4月18日(水) 13時～15時

▽会場…西日本支部事務所

▽締切…1週間前までにお申込みください

例会

※お申込みの方に詳細を連絡します

北日本支部

例会

お花見例会を開催します

▽日時…4月16日(月)

※りすシステム代表杉山も参加します

西日本支部

例会

南禅寺界隈でお花見を楽しみましょう

▽日時…4月11日(水)

中国支部

例会

本年の春の例会は4月開催です

▽日時…4月9日(月)

※りすシステム代表杉山も参加します

大分支部

例会

《うたごえサロン》で一緒に歌いましょう!

▽日時…3月22日(木) 13時～

▽会場…カラオケLAGULA

大分市府内町3-7-7

▽参加費…500円

▽締切…3月20日(火)



第14回 納骨慰霊祭 宇佐神宮参拝・植樹の旅

功德院本院 ぶんご城山納骨処
〒879-5411 大分県由布市内町龍原 443

今回は平成29年3月1日～平成30年2月28日の1年間に「もやいの碑」に納骨された方のお骨を、大分功德院・ぶんご城山納骨処にお納めします。併せて宇佐神宮参拝と宇佐風土記の丘見学、地球に恩返し森での植樹を行います。ご参加をお待ちしております。

日程 4月1日(日)～2日(月)

宿泊 別府温泉 杉乃井ホテル
〒874-0822 大分県別府市観海寺 1

旅費 60,000 円

旅程



宇佐神宮勅使門(HPより)

- 4/1 羽田空港 9:45 発 → 大分空港 11:25 着
大分空港内 ビューレストランスカイラインで昼食
⇒ 宇佐神宮参拝、宇佐風土記の丘見学
⇒ 杉乃井ホテル (懇親会・宿泊)
- 4/2 ホテル ⇒ バスで功德院本院・ぶんご城山納骨処へ
納骨慰霊祭 9:00～10:00 ⇒ 功德院で昼食
⇒ 植樹会場 ⇒ 大分空港着 15:30 頃
大分空港 17:00 発 → 羽田空港 18:30 着

お花見 3月30日(金)

桜を愛でつつ、ランチと春爛漫ケーキbuffetをいただきます。また本年は、〈Moving Jazz Quartet with 沢村まみ〉による、ジャズの生演奏をお聴きいただけます！

演奏者：鈴木孝一 (Piano)
小木曾実 (Guitar)
内山建一 (Bass)
市原康 (Drums)
沢村まみ (Vocal)



演奏予定曲：Smile・Fly Me To The Moon
Cabaret・Over The Rainbow・島唄 他

懇親会会場：ホテル椿山荘東京
プラザ4階 ジュピター

時間：12時～14時

参加費：4,000 円 定員：150 名

締切：定員になり次第、締め切ります

しいたけのコマ打ちと香りの教室 in吉四六村 5月8日(火)

講師：谷田貝光克 先生

(香りの図書館館長、東京大学名誉教授)

講師：谷本丈夫 先生

(牧野植物同好会会長、宇都宮大学名誉教授)

集合：8時50分 北の丸ガラスゲート1階

貸し切りバスで9時出発、17時解散予定

参加費：5,000 円 (交通費・昼食代含む)

なんでも談話室だより

りすシステム生前契約スーパーバイザー

黒澤淑子

1月23日(火) 東日本支部

「今年もよろしく願います」。新年のご挨拶は、未明まで降り続いた雪が融けるように、温かく飛び交う。お正月のご馳走より「菊芋」が話題に。明治初年に北米から導入されたが、現在は野生化。日向葵より小さい花の「根」は、生姜の姿に似て食用。イヌリンの含有量は抜群。「根」は栄養の宝庫。人も穏やかに生活の根を張る。

安心と思っていたのに、高齢の壁が希望を遮る。新しい暮らしの場所を探すにはどうしたらいいのかと、話が盛り上がる。その時の自分の状態が不明では、答えが出ない。入居金、月々の費用。立地や環境。あれこれ必要となる金銭的負担等々。毎月「暮らしのよろず相談会」という窓口も用意されている。重い話に胸が痛くなっても、お腹はおいしくお昼を受け入れる。

頭に栄養が回り、昨年11月にも同じ話題で話し合ったことを思い出す。「自分」にとつて何が大事で、何なら多少の我慢が出来るのか。実際にホームに入居された方の話を聞きながら、みんなで考えてみる。

「新年会、お花見に参加する？」と、左右の人と話し合う。声は明るく春めく。

支部



活動記

北海道・北日本支部

▼Sさん(87歳・女性)は、ヘルパーや近所の方の支援を受けながら自宅で生活しています。先日近所の方から「Sさんの体調が思わしくないようなので、様子を見てほしい」との連絡があり訪問したところ、Sさんは「食欲がない」と横になっており、まなざしもうつろ。往診を希望していたので診察券のひとつに電話し、医師に診てもらいました。

診察の結果、脱水の症状がみられると、点滴をしてもらいました。総合病院で診てもらったので、指示を受けたので、翌日受診したところ、薬の副作用ではないかとのことでした。確認してみると、Sさんはお薬手帳を複数所持しており、自身の判断で処方された薬を飲んだり飲まなかったりしていたようです。

Sさんは現在入院中。薬は服用の仕方を間違えると「毒」にもなります。薬の管理について不安がある方はご相談ください。

東日本支部

▼先日警察から「行方不明になっていたUさん(78歳・女性)のご主人を、先ほど無事保護しました」との連絡が入りました。

Uさんに確認の電話をかけたところ「散歩が日課の夫が出かけたきり帰って来ず、携帯電話も繋がらなかったため、警察に通報しました」とのこと。ご主人に認知症の疑いがあつたので、物忘れ外来の受診をすすめました。後日Uさん宅を訪問し、ご主人の診断結果を聞いたところ、やはり認知症を発症しているとのことでした。

Uさんは「施設入居も検討していますが、私がしっかりしているうちは出来る限りこの家で、夫と2人で暮らしたいと思います。でも、また同じようなことが起きたら怖いです」とのことだったので、りすシステムと提携しているセコムの商品である『ココセコム』をおすすめしました。『ココセコム』という小型のGPS発信機を携帯することで、現在位置の特定

が可能となり、万一の場合はセコムの緊急対応員が、発信元へ駆けつけてくれるサービスです。

しかしその説明を聞いたUさんのご主人は「私は認知症ではない。携帯電話(ドコモ)以外に荷物が

増えるのは嫌だ」と、この提案を拒否。そこでドコモの『イマドコサーチ』というサービスに加入してもらいました。『ココセコム』のように緊急対応員が駆けつけてくれることはありませんが、携帯電話の位置情報を知ることができるサービスです。これなら外出時の持ち物はこれまでと変わらず、携帯電話だけで大丈夫なので、ご主人にも納得いただけました。

最近では官民ともにこの種のサービスが充実していますので、不安を感じている方は検討してみてもいかがでしょうか。

中部日本支部

▼新年早々、K新聞店から、「Yさん(90歳・女性)宅の新聞受けが3日前からいっぱいになっていきます。可否確認をお願いします」との連絡をいただきました。

りすシステムでは1人暮らしのYさん宅を定期的に訪問してお

り、先日お会いしたばかりのYさんはいつもと変わらずとても元気そうでした。しかし高齢のYさんのこと、万が一のことも考えられますので、ドキドキしながら電話を入れました。

呼び出し音が数回繰り返された後、ふいに受話器の向こうからいつもと変わらないYさんのお声が聞こえてきた時は、本当にほっとしました。お正月明けでデイサービスもお休み、寒い日が続いていたのでベッドで過ごすことが多い、トイレに行くくらいで、玄関まで出なかったのでしょうか。

連絡をいただいたK新聞店には、お礼と何ごともなかった旨を伝えました。こちらには昨年、Yさんの新聞料金の口座引落とし手続きで、りすシステム担当者が訪問しており、その際、名刺をお渡ししていたので、りすにお電話をくださったのだと思います。

セコムをはじめ行政が行っている安心サポートや、中日新聞購読者向けサービスの『みまもーる』など、様々な安否確認のサービスがあります。連絡先としてりすシステムを指定いただけますので、ご利用ください。

西日本支部

▼100歳のお誕生日を目前にしていたFさん(99歳・女性)のケアマネージャーから「Fさんがお部屋で倒れています。しかし『救急搬送はしないでください』と張り紙がしてありますが、どうしましようか」と緊迫した電話が入りました。

しかし、ここはやはり病院へ搬送してもらうこととし、医師にFさんが延命治療は一切希望していないこと、その意思是『医療上の判断に関する事前意思表示書』に自筆で記されていることを伝え、カンファレンスを行ってもらいました。

結果、「低体温で生命の危険があるため正常体温に戻す治療は施しますが、延命治療はしません」と、Fさんの意思を尊重した治療をしてもらうことが出来ました。1週間後Fさんは、SCU室で穏やかに旅立ちました。

Fさんには関東にお住いの息子さんがいますが、体調を崩していることもあり、いらしていただけません。葬儀等は、近くにお住いの甥御さんと連絡を取りながら

『企画書』に依り滞りなく執り行いました。

息子さんは「100歳目前で残念でしたが、母は天寿を全うしたと思います。なんの心残りもありません。お骨は、体調が戻り暖かくなったら、私が霊園に納めます」とおっしゃっています。

Fさんはりすシステム開設当初からの契約者でしたが、折に触れ企画書を見直し、必要な時はきちんと書き換えをしておられました。本人の意思通りにお送りすることが出来、ほっとしています。

中国支部

▼胆管がんで余命宣告を受けていたTさん(73歳・男性)。医師から抗がん剤治療を勧められましたが、積極的治療は拒否、断食や玄米食などの民間療法を選択して、定期的に検査通院を続けていました。

そんなTさんが、昨年12月緊急入院したとの連絡を受け、急ぎ病院へ向かいました。自然死を選択していたTさんに医師から「今後、むくみと痛みに悩まされるかも知れませんが、我慢できなくなったら申し出てください」との説明がなされました。

数日後病院から「痛みが強くなってきたので、昨夜から痛み止めの医療用麻薬の投与を開始しました。危険な状態です。できるだけ早く来てください」との連絡があり訪問。Tさんのお兄さんにも連絡し、病院に向かってもらいました。比較的意識がしっかりしているように見受けられたTさんでしたが、「兄は海外旅行中なので、臨終には立ち会えないと思います。」などと話され、記憶があいまいになってきていました。そしてその日のお昼過ぎ、Tさんは旅立ちました。

Tさんの死後、貴重品引き上げのため、りすシステム、お兄さん、セコム担当者の三者で自宅を訪問しました。しかし、企画書に記載されていた場所を探しても貴重品が見つからず、後日セコム担当者と再訪問したところ、押入れの奥からやっと見つかりました。セコムに加入しておられると、貴重品引き上げの際に立ち会ってほしい、部屋の鍵を開けるなど回収がスムーズとなります。

『企画書』に記載されている貴重品の保管場所を変更した際や、『諸手続参考資料表』のリストの変更

や削除があった場合などは、すみやかに書き換えていただけると助かります。お心当たりのある方はご一報ください。

九州支部

▼りすシステムとの契約時に「肝臓がんのため、不定期の入院および手術が必要。日程がわかり次第連絡するので、その時はよろしく願います」と話していたHさん(68歳・男性)。

契約から半年が経過した頃、Hさんから、入院する病院と主治医名、入院日が記された手紙を受け取りました。手紙によると「入院準備は慣れているので付添いは不要ですが、身元引受人として主治医と話をして欲しい」とのことでしたので、主治医へ電話をかけ、りすシステムが家族の役割を担っていること、入院・手術の身元引受人となることを伝え、後日、『医療上の判断に関する事前意思表示書』を手渡しました。

退院後Hさんから「無事に退院しました、ありがとうございます」と連絡があり、ほっとしています。



▼Kさん（71歳・男性）からは、検査入院の身元引受の依頼がありました。先日「簡単な腹腔鏡手術を終えて無事退院しました」と、明るいうちで報告があり、電話の向こうのKさんの嬉しそうな顔が見えるようでした。

▼発熱や倦怠感で入院を繰り返していたYさん（93歳・女性）。大病院での精密検査の結果、肝臓がんの可能性大だが、年齢的に手術・抗がん剤治療は難しく、選択肢は緩和ケアのみとのこと。Yさんは「こんなに長生きするとは考えもしなかった、いつ迎えが来ても悔いはない」と潔くおっしゃいます。現在りすシステムでは入院退院の付添い、病状説明時の立会いを行っており、Yさんの今後の治療方針について、主治医・ケアマネージャーと密に連絡を取りながら、検討しているところです。

大分支部

▼年の瀬も押し迫った12月27日の早朝、Aさん（60代・女性）から緊急コールが入りました。

夜勤スタッフが常駐する東京のりすセンターが第一報を受け、「膀胱炎で震えがある」とご本人の不

安そうな声。救急車を手配することと拒否されたので、タクシーでの病院受診を勧め、自宅近くの救急外来の病院を伝えましたが、話中に電話が切れてしまいました。緊急性が高いと判断したりりすセンタースタッフから「大分支部からもAさんへ連絡し、対応が必要」との連絡がありました。

大分支部からAさんに電話をかけ直しましたが、しばらく話している状態が続きました。ようやく電話が通じたので「病院に電話しましたか？」等の問いかけに、「覚えてない」と言うばかりで、いつものAさんとはまったく様子が違いました。

Aさんは3年前、「おひとり様の老後」という書籍でりすシステムを知り契約。その後、例会やイベントに積極的に参加され、つい5日前にお会いした時もお元氣な様子でした。そんなAさんの急変ぶりに、何が起ったのかわからず、とにかく自宅へ向かう準備をはじめました。

りすセンターへ連絡し、Aさんに再度電話して症状を聞き、必要なら救急車の手配をすることや、救急外来の病院への連絡を指示し

ました。そしてAさんに「今からすぐにそちらに向かうので無理せず、安静にしてください。救急車の方が先に来たらすぐ乗ってください」と伝えてもらいました。

移動中、りすセンターからAさんの症状の報告をうけ、道順の誘導を受けながら自宅へ到着。まだ自宅にいたAさんを連れてすぐ病院に向かいました。

りすセンターから病院へあらかじめ電話していたことで、病院到着後すぐに緊急外来を受診することができました。

質問に答えられないAさんに代わって、いつもの様子や今日の経緯を医師に説明しました。脳炎・脳梗塞の疑いがあるとのこと、様々な検査を受けている間に、入院手続きを行いました。その後、検査結果の説明があったのは18時を過ぎた頃。点滴で少し言葉が出るようになったAさんの「ありがとう」の一言でほっとし、貴重品を預かって帰りました。

翌日担当医から、病名は低ナトリウム血症、今は平常値に戻っているのに心配ないが、原因は夜中に血尿があり、膀胱炎と自己判断して水を大量に飲んだことが考え

られ、それ以外に異常はない、との説明を受けました。年末年始は病院で養生し、1月4日無事に退院されました。

後日Aさんからお礼と激励のメールをいただきましたので、内容を抜粋してご紹介します。

「私は、今回りすシステムにお世話になり、ありがたさを身にしみて感じました。親類縁者よりだけ頼りになるか、改めて感じました。しかし不安に思いながらりすシステムの存在すら知らない人がまだまだ多いと思います。私もいろいろな人に話しますが、必要性を感じながら、何とかなると考えている人がほとんどです。（中略）自分の人生は自分のもの、自分で決断していくべきだと思います。りすシステムの良さをもっともっと沢山の人が知ってほしいです。微力ながら応援していきます。頑張ってください」





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



新しくできました！



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願いいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

Tシャツ

■定価：2,000円（税・送料込み） ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定価：2,500円（税・送料込み） ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

地球に恩返し運動について

私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383



地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキョウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

飯野 きわのさん（東京都板橋区）	小林 敦子さん（東京都文京区）	長嶋 義治さん（東京都世田谷区）
泉 千代子さん（東京都新宿区）	小林 芳さん（東京都江東区）	西山 節子さん（東京都板橋区）
遠藤 昭子さん（群馬県高崎市）	小宮 美智子さん（東京都練馬区）	野口 久枝さん（東京都墨田区）
大竹 和夫さん（東京都板橋区）	関本 たみ子さん（宮城県宮崎市）	廣瀬 楽さん（東京都練馬区）
大竹 幸江さん（東京都板橋区）	村上 陽子さん（岡山県岡山市）	宮崎 千鶴子さん（東京都豊島区）
小川 君子さん（埼玉県南埼玉郡）	徳山 ヒサさん（埼玉県熊谷市）	渡邊 潔さん（栃木県日光市）
北村 春子さん（東京都町田市）	中田 博子さん（東京都品川区）	

匿名2名 50音順

※ 2017年12月21日～2018年1月31日の期間、22名の方から寄附をいただきました。
※ 関本たみ子さん、村上陽子さんが1000ポイントを達成されました。

● なんでも談話室 ●

◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

北海道支部	日時：3月6日（火）11時～15時 日時：4月6日（金）11時～15時	会場：北海道支部事務所 会場：北海道支部事務所
北日本支部	日時：3月30日（金）11時～15時 日時：4月30日（月）11時～15時	会場：北日本支部事務所 会場：北日本支部事務所
東日本支部	日時：3月19日（月）11時～15時 日時：4月23日（月）11時～15時	会場：北の丸ガラスゲート1階 会場：北の丸ガラスゲート1階
中部日本支部	日時：3月10日（土）13時～15時 日時：4月10日（火）13時～15時	会場：中部日本支部事務所1211号室 会場：中部日本支部事務所1211号室
中国支部	日時：3月3日（土）13時～15時 日時：4月7日（土）13時～15時	会場：中国支部事務所 会場：中国支部事務所
四国支部	日時：3月25日（日）13時～15時 日時：4月25日（水）13時～15時	会場：四国支部事務所 会場：四国支部事務所
九州支部	日時：3月29日（木）13時～15時 日時：4月29日（日）13時～15時	会場：九州支部事務所 会場：九州支部事務所
大分支部	日時：3月は例会です。詳しくは10ページのお知らせをご覧ください。 日時：4月22日（日）13時～15時	会場：大分支部事務所

● 談話サロン ●

西日本支部	日時：3月23日（金）、4月23日（月）詳しくは10ページのお知らせを参照ください
-------	---

● 生前契約説明会・ステップアップ相談会 ●

支部	電話番号	生前契約説明会		ステップアップ相談会	
北海道支部	011-756-4165	5日（1月休み）	13:30～15:00	随時開催	
北日本支部	022-797-2072	2日（1月休み）	13:30～15:00	随時開催	
東日本支部	0120-889-443 03-3511-3277	10日	11:00～13:00 14:30～16:30	15日	11:00～12:30 14:30～16:00
		24日（3・9月休み）	13:00～15:00		
中部日本支部	052-569-2254	25日	13:00～15:00	随時開催	
西日本支部	06-6809-2289	7日	10:30～12:00 14:00～15:30	26日	10:30～12:00 14:00～15:30
中国支部	082-568-1585	28日	10:30～12:00	随時開催	
四国支部	089-933-5670	25日	10:00～12:00	随時開催	
九州支部	092-738-2718	24日	13:30～15:00	随時開催	
大分支部	097-538-6263	27日	13:30～15:00	随時開催	

※3月10日の東日本支部の生前契約説明会は、TKP 九段下神保町ビジネスセンター（〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-4 柳川ビル）で行います

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込み先



0120-889-443

生活支援テレホン



0120-332-206

24時間365日いつでも りすセンター 新木場



0120-373-959

（海外からご利用の場合）+81-3-3522-5660